指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住　　所
①株式会社シミズ・ビルライフケア	東京都中央区京橋２－１０－２
②株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀４－１０－１
③株式会社サカクラ	神奈川県横浜市磯子区岡村７－３５－１６

２．指名停止措置期間

①　　令和８年 11 月 18 日から令和９年２月 17 日まで（３カ月間）

②、③　令和８年 11 月 18 日から令和９年３月 17 日まで（４カ月間）

３．指名停止措置の範囲　参議院所管の工事

４．事実概要

上記業者は、公正取引委員会により、令和８年９月 28 日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者であり、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象業者として公表された。

５．指名停止措置理由

上記４は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成 15 年４月４日議長決定）別表第２第４号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められる。

別表第２　指定区域内において生じた贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　置　要　件	期　間
（独占禁止法違反行為） ４　指定区域内において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ※指定区域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県をいう。	当該認定をした日から ２カ月以上９カ月以内